

# 居宅療養管理指導

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	居宅療養管理指導（介護保険法第8条第6項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	病院、診療所又は薬局を開設する者（介護保険法第8条第6項） （法人要件はなし（介護保険法第70条第2項））
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	保険医療機関又は保険薬局の指定等を受けていれば、介護保険法による指定があったものとみなされる（介護保険法施行法第4条）
	その他	保険医療機関又は保険薬局の指定等があったときは、介護保険法による指定があったものとみなす（介護保険法第71条）

・ **居宅療養管理指導**

居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるもの（介護保険法第8条第6項）

1 「厚生労働省令で定める者」（介護保険法施行規則第9条）

[医師、歯科医師、薬剤師、] 歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）及び管理栄養士

2 「厚生労働省令で定めるもの」（介護保険法施行規則第9条の2）

(1)医師又は歯科医師により行われるもの

居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者等の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者等又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

(2)薬剤師により行われるもの

居宅要介護者の居宅において、医師又は歯科医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理及び指導(薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定して実施される薬学的な管理及び指導)とする。

(3)歯科衛生士により行われるもの

居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

(4)管理栄養士により行われるもの

居宅要介護者の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

## ◎訪問居宅療養管理指導事業所の指定基準

訪問居宅療養管理指導事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、  
「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

### (1) 病院、診療所の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	1 従業者 (1) 医師又は歯科医師が配置されていること (2) 居宅療養管理指導の内容に応じ、薬剤師、歯科衛生士（訪問による口腔衛生に関する指導については、保健師、看護師又は准看護師を含む。）又は管理栄養士が配置されていること ※具体的には、6-4ページ以降をご覧ください。
Ⅱ 設備に関する基準	1 事業を行うために必要な広さを有すること 2 必要な設備、備品等を備えること ※具体的には、6-4ページ以降をご覧ください。
Ⅲ 運営に関する基準	※6-4ページ以降をご覧ください。

### (2) 薬局の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	1 従業者 訪問による服薬指導等に従事する薬剤師が配置されていること ※具体的には、6-4ページ以降をご覧ください。
Ⅱ 設備に関する基準	1 事業を行うために必要な広さを有すること 2 必要な設備、備品等を備えること ※具体的には、6-4ページ以降をご覧ください。
Ⅲ 運営に関する基準	※6-4ページ以降をご覧ください。

## ◎居宅療養管理指導事業所に関する指定基準について（法第74条）

### 【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

※「平11厚令37第91条準用（第8条）」は、「平11厚令37第91条により準用する第8条」という意味です。

### I 人員に関する基準（平11厚令37第85条）

指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりである。

#### (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

① 医師又は歯科医師

② 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士

その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

#### (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所

薬剤師

### II 設備に関する基準（平11厚令37第86条）

(1) 指定居宅療養管理指導事業所が備えるべき設備については、次のとおりである。

① 病院、診療所又は薬局であること

② 指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有していること

③ 指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること

(2) 設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができる。

### III 運営に関する基準

#### 1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平11厚令37第91条準用（第8条））

- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(1)を準用)

## 2 提供拒否の禁止

指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 9 条))

特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(2)を準用)

## 3 サービス提供困難時の対応

指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 10 条))

## 4 受給資格等の確認

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 11 条第 1 項))
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するよう努めなければならない。(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 11 条第 2 項)

## 5 要介護認定等の申請に係る援助

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助をしなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 12 条第 1 項))
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 12 条第 2 項))

## 6 心身の状況等の把握

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 13 条))

## 7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 64 条第 1 項))
- (2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 64 条第 2 項))

## 8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 16 条))

## 9 身分を証する書類の携行

- (1) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 18 条))
- (2) 証書等には、当該指定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅療養管理指導従業者の氏名を記載しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(8)を準用)

## 10 サービスの提供の記録

- (1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 19 条第 1 項))
- (2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、

文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 19 条第 2 項))

## 11 健康手帳への記載

指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、利用者の健康手帳(老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。)の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 65 条))

なお、医療の記録のページには、以下の記載をしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の三の 3 の(2)を準用)

- ①「医療機関等名称・所在地・電話」の欄には、指定居宅療養管理指導事業所の名称、所在地及び電話番号
- ②「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日

## 12 利用料等の受領

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 11 厚令 37 第 87 条第 1 項)
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項に規定する療養の給付又は老人保健法第 17 条第 1 項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額の間、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 11 厚令 37 第 87 条第 2 項)
- (3)指定居宅療養管理指導事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 11 厚令 37 第 87 条第 3 項)
- (4)指定居宅療養管理指導事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 87 条第 4 項)
- (5)指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)
- (6)指定居宅療養管理指導事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない



い領収証に、指定居宅療養管理指導について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅療養管理指導に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅療養管理指導に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第65条)

### 13 保険給付の請求のための証明書の交付

指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平11厚令37第91条準用(第21条))

### 14 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針

- (1)指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。(平11厚令37第88条第1項)
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(法第73条第1項、平11厚令37第88条第2項)

### 15 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針

- (1)医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針
  - ①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならない。(平11厚令37第89条第1項第1号)
  - ②指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならない。(平11厚令37第89条第1項第2号)
  - ③指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならない。(平11厚令37第89条第1項第3号)

④それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 89 条第 1 項第 4 号)

(2)薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針

①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し)、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 89 条第 2 項第 1 号)

②指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 89 条第 2 項第 2 号)

③常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 89 条第 2 項第 3 号)

④それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 89 条第 2 項第 4 号)

## 16 利用者に関する市町村への通知

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 26 条))

①正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 17 管理者の責務

(1)指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 52 条第 1 号))

(2)指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 6 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 52 条第 2 項))

## 18 運営規程

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 90 条)

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定居宅療養管理指導の種頼及び利用料その他の費用の額
- ⑤その他運営に関する重要事項

## 19 勤務体制の確保等

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに居宅療養管理指導従業者の勤務体制を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 30 条第 1 項))
- (2)居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務、サービス提供責任者である旨等を明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(19)の①を準用)
- (3)指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって、指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 30 条第 2 項))
- (4)居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならない。(平 11 老企 25 第 3 の五の 3 の(5)の②)
- (5)指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 30 条第 3 項))

## 20 衛生管理等

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 31 条第 1 項))  
特に、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防し、また居宅療養管理指導従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(20)を準用)
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 31 条第 2 項))

## 21 掲示

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平11厚令37第91条準用(第32条))

## 22 秘密保持等

- (1)指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平11厚令37第91条準用(第33条第1項))
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平11厚令37第91条準用(第33条第2項))
- (3)指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平11厚令37第91条準用(第33条第3項))

## 23 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平11厚令37第91条準用(第35条))

## 24 苦情処理

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平11厚令37第91条準用(第36条第1項))  
具体的には、相談窓口、苦情処理体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者及びその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平11老企25第3の一の3の(23)の①を準用)
- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記

録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 36 条第 2 項))

利用者及びその家族からの苦情に対し、指定居宅療養管理指導事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(23)の②を準用)

- (3)指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 36 条第 3 項))

- (4)指定居宅療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 36 条第 4 項))

- (5)指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 36 条第 5 項))

- (6)指定居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 36 条第 6 項))

## 25 事故発生時の対応

- (1)指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 37 条第 1 項))

- (2)指定居宅療養管理指導事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 37 条第 2 項))

- (3)指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 37 条第 3 項))

- (4)指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(24)の③を準用)

## 26 会計の区分

- (1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 11 厚令 37 第 91 条準用(第 38 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25)を準用)

## 27 記録の整備

- (1) 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 11 厚令 37 第 90 条の 2 第 1 項)
- (2) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 11 厚令 37 第 90 条の 2 第 2 項)
  - ① 平 11 厚令 37 第 91 条において準用される第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ② 平 11 厚令 37 第 91 条において準用される第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
  - ③ 平 11 厚令 37 第 91 条において準用される第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
  - ④ 平 11 厚令 37 第 91 条において準用される第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれる。(平 11 老企 25 第 3 の四の 3 の(4))